

第4章

施策の展開

- 基本目標Ⅰ 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します
- 基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます
- 基本目標Ⅲ 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

基本目標 I

成年後見制度の利用を促進するための
体制を整備します

施策 1

権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

【現状と課題】

家族や地域のつながりの希薄化が進む今日、判断能力が不十分で金銭管理などの日常生活に支障を来す場合や、自らSOSを発信することが難しいなど、生きづらさを抱える人の尊厳が脅かされる場面が多くなってきています。

例えば、身の回りの世話をしてもらうために必要な介護サービスなどの契約をすることが難しかったり、自分に不利益な契約であってもよく判断ができず契約を結んでしまい、悪徳商法などの消費者被害にあうなどの問題が発生しています。

また、身近な家族などが、本人の同意なしに財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限するなどの経済的虐待を行うなどの問題も発生しています。

そのため、権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援に結び付けるとともに、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制が求められています。

【施策の方向性】

- ・札幌市の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進の強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークを構築します。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークを構成する団体が役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を促進していきます。
- ・地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、当該ネットワークのコーディネーター等を行う中核機関を設置します。
- ・成年後見人等が成年被後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます。

【主な取組】

(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置【新規】

札幌市の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核機関を設置します。

中核機関では、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組みます。

また、成年後見人等への適切な支援が行えるよう、家庭裁判所と情報交換、調整等を行い、制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

(2) 地域連携ネットワークの機能の整備【新規】

成年後見制度の利用の促進に向け、中核機関が3つの役割(詳細はP.11記載)を念頭に、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら、地域連携ネットワークを構築します。

そのうえで、成年後見制度の利用の促進に資する下記の4つの機能について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担しながら、本計画において段階的に整備していきます。

4つの機能

① 広報機能

権利擁護支援に関する理解や関心を深め、支援を必要とする人を発見し、支援につなげることの重要性などについて周知・啓発する

② 相談機能

権利擁護支援を必要とする人や関係者等からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて本人への支援が図られる体制をつくる

③ 利用促進機能

本人がメリットを感じられる成年後見制度の利用に向け、支援内容や適切な候補者等を検討するほか、市民後見人等の育成・活動支援を行う

④ 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等から日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、関係者がチームとなって対応する体制をつくる

(3) 専門職団体や関係機関による札幌市成年後見制度協議会の設置【新規】

地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体等を構成員とする札幌市成年後見制度協議会(以下「協議会」という。)を設置します。

なお、中核機関が同協議会の事務局を担い、地域連携ネットワークのコーディネートを行うことで、当該制度の利用促進を図るための連携体制を強化していきます。

(4) チームによる後見活動の推進【新規】

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援に結び付ける機能を強化するための仕組みとして、「チーム」による後見活動を推進します。

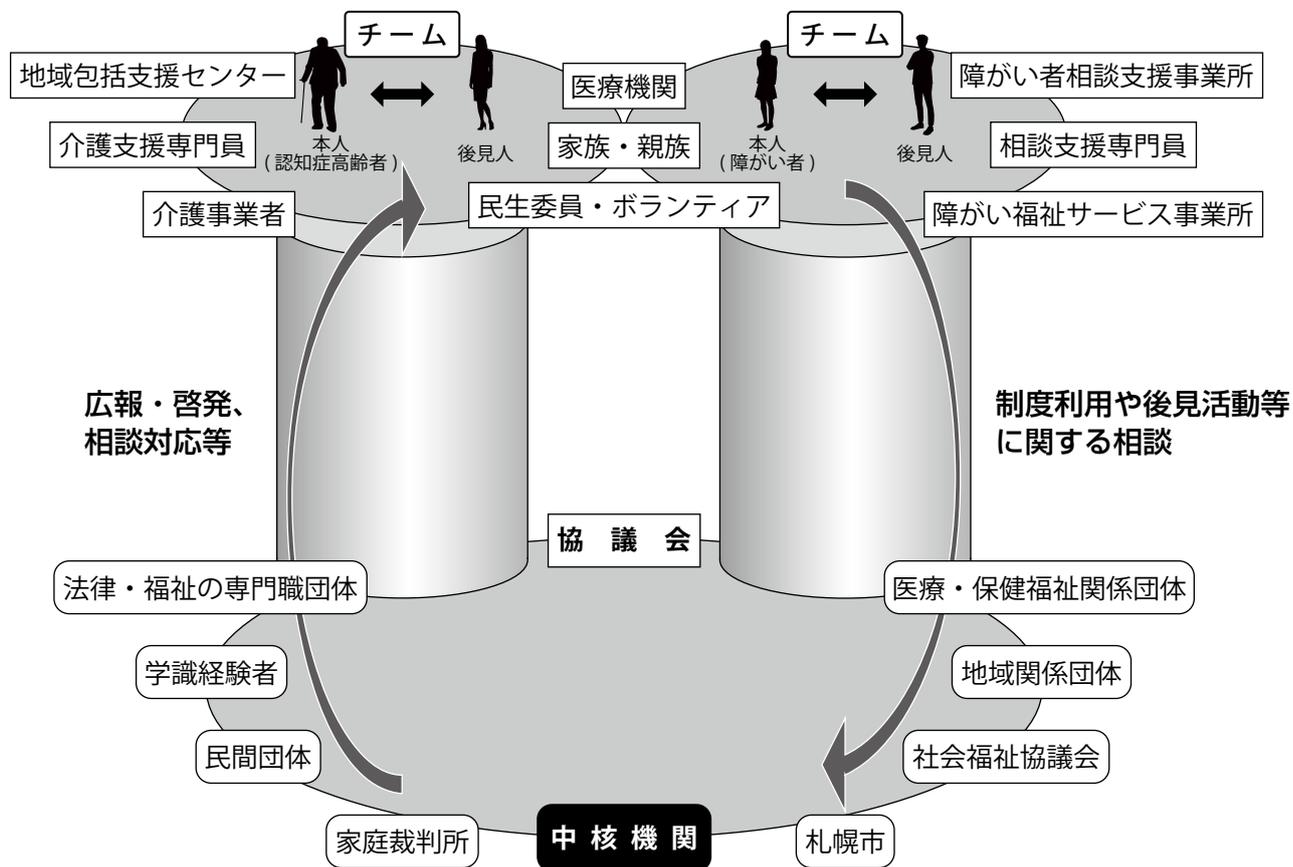
権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は、これに成年後見人等が加わる形でチームとして関わる体制づくりを主体的に進め、日常的な関わりを通して本人の意思決定支援や身上保護等が行なわれるよう推進していきます。

中核機関では、関係者に対する研修等を通じてチーム化への意識醸成を図るとともに、後見活動における相談時において、チームとして望ましい構成を助言するなど、必要に応じてチームによる後見活動を推進します。

また、さまざまな理由で成年後見制度に結び付かなかった場合には、引き続き、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら適切な権利擁護支援につないでいけるよう働きかけを行います。

なお、チームで本人を支援する体制等を整備することで、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぐとともに、本人に対する経済的虐待や横領等の兆候を早期に把握し、被害を最小限に食い止めることも可能となります。

地域連携ネットワークのイメージ



- 中核機関では、札幌市の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネートや協議会の事務局等を担う

基本目標Ⅱ

誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

施策2

制度利用につながる情報提供や相談の実施

施策3

成年後見制度利用支援事業の推進

施策4

後見人となる人材の育成・活用

施策5

適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備

施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施

【現状と課題】

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。

札幌市における市民意識調査(2018年(平成30年)12月実施)でも、当該制度が利用しやすくなるために、市民が重要であると考えていることのひとつとして、「制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること」の割合が高くなっており、これを理由に制度利用に至らないケースもあるため、利用を促進するうえで課題のひとつと考えられます。

また、成年後見制度の認知度は低く、市内で当該制度を利用している人数は、制度を利用するニーズが高いと思われる認知症高齢者等の人数と比較すると、著しく少ない状況にあります。

そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い施設や医療機関の職員等に対しても、制度の周知啓発を行うとともに、権利擁護に関する相談対応等を実施していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・成年後見制度が市民にとって利用しやすいものとなるよう、成年後見制度の理解を深めるための周知啓発を進めます。
- ・成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために相談・対応体制を充実させます。
- ・権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い保健福祉・医療の関係機関の職員等への研修を行います。

【主な取組】**(1) 制度周知のための広報・啓発活動【レベルアップ】**

札幌市においては、これまで、成年後見制度に関わる専門職団体や札幌市社会福祉協議会などで、一般市民向けの周知や啓発活動を行ってきました。

そのため、新たに設置する中核機関では、これらの機関と連携を図り、パンフレット等を活用した制度周知、フォーラムやセミナー、相談会等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るための広報・啓発活動を行います。

その際には、日常生活自立支援事業や任意後見・保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を念頭において広報・啓発活動を行います。

(2) 関係機関の職員に対する研修の実施【新規】

権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談対応を行うとともに、チームによる後見活動を推進するためには、日常的にこれら対象者に接する機会が多い関係者の意識醸成が不可欠です。そのため、高齢者や障がい者と接する機会が多い保健福祉や医療の関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者、消費生活相談員等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業なども含めた、適切な権利擁護支援に結び付けるための研修等を実施します。

(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進【新規】

地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センター、福祉の専門職である介護支援専門員や相談支援専門員等の日頃の活動・業務を通じて、既に発見されている人はもとより、権利擁護支援の必要な人を発見して適切な制度に結び付けるよう支援していきます。

(4) 成年後見制度の利用に関する相談の実施【新規】

新たに設置する中核機関において、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる窓口を開設します。

また、成年後見制度に関わる弁護士等の専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所が中核機関と連携を図りながら、権利擁護支援に関する相談対応を行います。

施策3 成年後見制度利用支援事業の推進

【現状と課題】

札幌市では、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等における保護を必要とする際に、成年後見制度の申立てをする親族がいない場合には、市長が札幌家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行っています(以下「市長申立て」という。)

また、資産・収入等の状況に応じて、市長申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成しています。

成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業の需要も高まっていくものと想定されるため、適切かつ円滑に事業を実施することが求められています。

【施策の方向性】

- ・身寄りのない認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

【主な取組】

(1) 市長申立ての実施【継続】

判断能力が十分ではないために、成年後見制度を利用する必要性が高いものの、親族による申立てができない事情がある人に対して、適切かつ円滑に市長申立てを実施します。

(2) 申立費用及び報酬費用助成の実施【レベルアップ】

市長申立て事案において、資産・収入等の要件に該当した人に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないということがないよう、本人・親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

施策4 後見人となる人材の育成・活用

【現状と課題】

札幌市では、親族後見人が得られない人や身寄りのない人に対する支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が後見人等として活動する「市民後見人」を養成するとともに、紛争性がなく本人の財産が少額等の事案において、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の需要は一層高まるものと考えられており、成年後見人等となる人材の育成・活用が求められています。

【施策の方向性】

- ・身近な支援者である市民後見人や法人後見実施団体など地域の資源を活用し、権利擁護支援の担い手の確保に努めます。

【主な取組】

(1) 市民後見人の養成【継続】

成年後見制度の需要に応じた成年後見人等を確保していくため、地域における身近な存在として、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成します。

また、養成研修終了後も、定期的に市民後見人候補者の後見活動に関する知識等の向上を目的としたフォローアップ研修を行うほか、受任している市民後見人の活動に対する支援も実施していきます。

(2) 法人後見の推進【新規】

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任したのと同様に、判断能力が十分ではない人の保護・支援を行うことをいいます。

法人後見は、長期間の後見活動が想定される際、継続性や専門性が必要な場合があることから、その活用が有効な場合があります。

そのため、法人後見実施団体の活動を推進するため、地域連携ネットワークを活用して後見活動に関する相談対応を行うとともに、札幌市における法人後見実施団体や法人後見活動に関する課題等を把握し、適切な支援を行うための調査・研究を行っていきます。

施策5 適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備

【現状と課題】

札幌市では、権利擁護支援の一つとして、札幌市社会福祉協議会が実施主体として日常生活自立支援事業を実施しています。当該事業は、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるものであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携強化が重要となります。

また、札幌市では、市民後見推進事業により養成した市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

国基本計画では、家庭裁判所に選任される成年後見人等は、本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が選任されることが多く、第三者が成年後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

そのため、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多く、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるための取組が求められています。

【施策の方向性】

- ・日常生活自立支援事業利用者の状況に応じて成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう、札幌市社会福祉協議会と連携を強化します。
- ・本人の状況等に応じて適切な成年後見人等候補者が選定されるよう、推薦するための体制のあり方について検討していきます。

【主な取組】

(1) 日常生活自立支援事業からの移行支援【レベルアップ】

日常生活自立支援事業利用者の中には、認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれます。

現状においても、日頃から利用者と接している専門員・生活支援員等の活動によって、成年後見制度への移行が図られているところですが、その多くは後見類型への転換となっています。

利用者の能力に応じたきめ細かな対応や、利用者の自発的意思を反映させていくためにも、必要に応じて、保佐、補助類型の利用を含め、成年後見制度への転換を検討する必要があります。

そのため、利用者の状態の変化を踏まえ、成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう、中核機関や札幌市社会福祉協議会が連携を図るなど体制の整備を進めていきます。

(2) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり【レベルアップ】

市長申立て事案において市民後見人の受任が適任と考えられる場合や、家庭裁判所からの市民後見人候補者推薦依頼を受けた場合には、適切な成年後見人等が選任されるよう、学識経験者や法律の専門職等で構成される受任調整部会を開催し、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦します。

また、市民後見人以外の成年後見人等候補者の推薦については、札幌市における当該制度の利用実態を踏まえ、家庭裁判所をはじめとする地域連携ネットワークを構成する団体と協議を進めるなど、引き続き、調査・研究していきます。

基本目標Ⅲ

後見人が活動しやすい
環境づくりを進めます

施策6

後見活動を支援する仕組みづくり

施策6 後見活動を支援する仕組みづくり

【現状と課題】

札幌市では、市民後見推進事業を実施し、市民後見人が活動する上での困りごとを解決するための相談対応等を行い、その活動を支援する体制を整備しています。

しかし、市民後見人以外の成年後見人等からの相談については、現在、家庭裁判所が対応しているものの、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であるとされています。

そのため、本人や成年後見人等を支援するための仕組みづくりを進め、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた後見活動がなされるような体制を整備していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、その活動を支援する体制を整備します。
- ・本人を支援する成年後見人等が孤立して後見活動を行うことがないよう、その活動を支援する体制を整備します。

【主な取組】

(1) 後見活動に関する相談体制の整備【新規】

成年後見人等からの後見活動に関する相談に対応するため、中核機関に相談対応を行う窓口を設置し、専門職団体の既存の相談対応とともに、後見活動を支援する体制を整備します。

(2) チームに対する支援【新規】

本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、保健福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム構築の支援をするとともに、チーム関係者からの相談対応も行います。

(3) **専門職等との連携の強化【新規】**

中核機関に設置する相談窓口に寄せられた後見活動等に関する専門的な相談に対応するため、専門職団体と連携し、成年後見人等を対象とした後見活動等に関する支援の充実を図ります。

また、後見活動等に関する専門的なニーズを把握し、必要に応じて、中核機関に専門職の窓口を配置するなどの支援体制の構築について検討していきます。

